

## 千葉市職員措置請求（20千監(住)第5号）に係る監査の結果について

1 請求人 (略)

2 請求日 平成21年2月25日

3 請求内容

平成20年7月31日に行った若葉区内の4本の街路樹（以下「本件街路樹」という。）の伐採撤去及び原状回復に要する費用を本件街路樹の隣接地に住む住民（以下「隣接住民」という。）に損害賠償請求すること、又は千葉市長に当該費用の額を市に補填するよう求めること。

4 監査対象事項

市の本件街路樹の管理が、違法若しくは不当であったか否か、又は本件街路樹の枯損・伐採により生じた損害賠償請求権の行使を市が違法若しくは不当に怠っているか否か。

5 監査結果

(1) 結論

本件街路樹を伐採するに至ったことについて、財産の管理が違法又は不当であったとは言えず、また、市は本件街路樹の枯損・伐採により生じた原状回復及び伐採撤去に係る費用について損害賠償請求のための措置を講じているので、損害賠償請求権の行使を怠っているとは言えず、請求人の主張は理由がないものと判断する。

(2) 理由（要旨）

本件街路樹を伐採した理由は、本件街路樹に回復の可能性が無いこと、枯枝の落下又は倒木の危険性があるなどの理由が認められるが、そのような危険性が差し迫っていたか疑問があり、また、故意に枝葉を切落とされたことによる蓋然性が高かったので、本件街路樹を保全しておくべきであった。

さらに、本件街路樹についてかなりひどい剪定が行われているとの付近住民からの情報提供などが数回あったと認められ、また、みどりの協会のパトロールにおいてもそうした状況を把握しているのに、公園管理課、土木事務所及びみどりの協会の三者間の連絡調整は不十分であった。

しかしながら、本件街路樹は街路樹としての効用を失っており、いずれ伐採しなければならないのは明らかであるから、本件街路樹の伐採を違法不当と言うことはできない。また、伐採に至るまでの管理も、市内全ての街路樹の毀損行為を防ぐことは不可能であり、特に本件街路樹のように、ある程度の時間をかけて枯損状態にされた場合、早期対応は困難と言わざるを得ない。さらに、行為者の特定も、近隣住民の具体的な目撃情報等の協力なくしては困難であり、隣接の関係者に疑いの段階で事情聴取しなかったことをもって違法不当であったと言うことはできない。

隣接住民に対する面談聴取によれば、同人が平成18年10月から11月頃に過度の枝葉の切落しを行ったことや、その後数回に亘り枝葉を切落したことを認め、また請求書添付の「街路樹の不

法伐採の目撃証言」(証2)によれば、隣接住民とその家族により、当該行為が行われたのは明らかであることから、本件街路樹が枯損に至った原因は、隣接住民の行為にあると認められるので、監査対象部局は、同人に対し原状回復及び伐採撤去に係る費用の補填を求め、街路樹の復旧を図るべきであり、本件監査請求についての判断は、専ら補填の措置を監査対象部局が講じているか検討することとなる。

この点について、監査対象部局は、隣接住民の行為と本件街路樹が枯損及び伐採を余儀なくされたことには因果関係があり、同人に損害賠償責任があると判断し、その額を算定し、損害賠償請求の意思表示を行ったところであり、必要な措置を講じている。

以上のことから、本件街路樹の管理が違法又は不当であったとは言えず、また損害賠償請求の措置を講じている以上、違法又は不当に損害賠償請求権の行使を怠っていると言うことはできない。